

令和6年度　社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会  
地域包括支援センター職員（保健師等）募集要項

1 職種・採用予定人数・受験資格

次の受験資格に該当する人

| 職種                | 採用人数 | 学歴 | 受験資格                  |  |
|-------------------|------|----|-----------------------|--|
|                   |      |    | 年齢                    | 資格   |
| 保健師<br>または<br>看護師 | 2人   | 不問 | 昭和60年4月2日<br>以降に生まれた人 | 保健師は経験不問。看護師<br>は、高齢者支援を含む地域<br>ケアや地域保健等に関する勤務経験 <sup>※1)</sup> が1年以上<br>ある人で、准看護師は除く。 |

※1) 看護師について、高齢者支援を含む地域ケアや地域保健等に関する勤務経験の具体例

- ・地域包括支援センターでの勤務
- ・在宅介護支援センターでの勤務
- ・居宅介護支援事業所での勤務
- ・保健所での勤務
- ・医療機関（地域連携室等）での勤務
- ・在宅介護に関する相談・支援を行っていた経験など

※次のいづれかに該当する人は受験できない。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

2 採用日　　随時（応相談）

3 おもな業務内容

- ①高齢者等からの相談受付
- ②要支援認定等を受けた高齢者等に対する介護予防ケアマネジメントの実施
- ③介護予防事業等に関する企画、立案及び実施
- ④上記に付随する事務及び各種会議等への出席

#### 4 選考方法等

選考に際しては、以下の試験を実施する。

##### (1) 一次試験

- ①日 時 隨時
- ②場 所 岩倉市西市町無量寺 2 番地 1  
岩倉市ふれあいセンター
- ③試験内容 作文、適性検査、面接
- ④持 物 受験票、筆記用具（HB の鉛筆、消しゴム）

##### (2) 一次試験の合否について

試験実施後おおむね 14 日以内に本人あて通知する。

##### (3) 二次試験

- ・一次試験合格者について、後日二次試験を行う。
- ・二次試験の内容は本会役員による面接とする。
- ・二次試験の日程は随時通知する。

#### 5 申込手続等

##### (1) 受付期間 隨時

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

（窓口持参の場合は土・日・祝日を除く）

##### (2) 提出書類

岩倉市社会福祉協議会職員採用試験申込書（A3 サイズ指定用紙）に自書もしくは入力のうえ提出する。貼付写真は、6か月以内に撮影したものとし、メール提出の場合は写真データを指定部分に貼付する。

申込書は、本会ホームページ（<https://www.iwakura-syakyo.jp/>）からダウンロードするか、メール（i-houkatsu@diary.ocn.ne.jp）で請求することができる。  
また岩倉市社会福祉協議会事務局で直接受け取ることもできる。

##### (3) 提出方法

申込書の提出は、メールにファイル添付して送信するか、または本会窓口に直接持参する。

申込書記載内容に不備がある場合は受理しない。

##### (4) 受験票の交付

申込書を提出した人には、受験票を交付する。メールで申込みの人は、申込書を受け付けた後に受験票を送付する。直接持参した人には、その場で受験票を交付する。

## 6 勤務条件等

### (1) 勤務場所

採用後の勤務場所は次のいずれかとする。

- ①岩倉市地域包括支援センター（岩倉市西市町無量寺2-1）
- ②岩倉東部地域包括支援センター（岩倉市東新町南江向24-5）

ただし、人事異動により配属先を変更する場合がある。

### (2) 給料等

社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会給与規程に定めるところによる。

#### ①初任給（令和6年4月実績）

大学卒の場合 214,544円（地域手当を含む）

※学校卒業後の一定の就労等経験を有する人は、初任給の調整を行う。

#### ②諸手当

期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等を要件に応じて支給。

### (3) 福利厚生

#### ①加入保険

雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険

#### ②退職金制度

あり（全国社会福祉団体職員退職手当）（勤続1年以上）

### (4) 勤務時間及び休暇

#### ①勤務時間

＜岩倉市地域包括支援センターの場合＞

平日 午前8時30分から午後5時15分まで（60分の休憩含む）

＜岩倉東部地域包括支援センターの場合＞

平日 午前9時から午後5時45分まで（60分の休憩含む）

※いずれにおいても、月曜日から金曜日までの5日間において1日当たり7時間  
45分、1週間当たり38時間45分

（原則として、土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日までは休み）

#### ②休暇

年次有給休暇、特別休暇（結婚、出産など）、育児休業、介護休業など

### (5) その他の内容は、社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会の規程等による。

## 7 その他

- (1) 申込書等の記載事項について不正があった場合には、合格を取り消す。
- (2) 応募書類は一切返却しない。提出された書類等に係る個人情報は、岩倉市社会福祉協議会職員採用試験にのみ使用し、他には使用しない。

## 8 申込・問合先

社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会

〒482-0036 岩倉市西市町無量寺2番地1 岩倉市ふれあいセンター内

電話 0587-38-0303（岩倉市地域包括支援センター直通番号）

メールアドレス i-houkatsu@diary.ocn.ne.jp

ホームページ <https://www.iwakura-syakyo.jp/>

(担当 森)